

## 島根県DV対策基本計画の改定（第4次）について

### 1. DV対策基本計画第4次改定計画の概要

#### (1) 趣旨

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく基本計画として策定した現行計画の計画期間が終了することから、「島根創生計画」、「島根県男女共同参画基本計画」等、県の各種計画との整合性を図りながら、今後必要なDV対策の施策の基本的方向と具体策を示すために改定する。

#### (2) 計画期間 令和3年度～令和7年度（5年間）

#### (3) 基本理念

- ・配偶者からの暴力を生まない社会
- ・配偶者から暴力を受けた被害者の人権が尊重される社会
- ・配偶者から暴力を受けた被害者が安心安全な環境で自立（自律）を実現できる社会

#### (4) 計画体系

今回改定における主なポイント

- ① 地域や職場等における予防教育・普及啓発の強化・充実
- ② 各相談対応機関における組織強化と支援の充実
- ③ DV対応機関と児童虐待対応機関の連携強化
- ④ 地域におけるサポート体制の構築・充実

基本目標	主な施策	現状値と目標値
I 配偶者からの暴力を生まない社会づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校や職場、地域等、あらゆる場面における県民への予防教育、普及啓発の実施</li> <li>・DVを発見しやすい立場にある関係機関の職員等への相談窓口の周知</li> </ul>	DV等に関する講習会等の受講経験率 10.2% → 50.0%
II DV被害者の権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談員の人材育成やスーパーバイズの実施等、各相談機関における相談支援体制を強化</li> <li>・市町村におけるワンストップ機能の充実</li> <li>・警察との連携による緊急かつ安全な保護の実施</li> <li>・DV被害者や同伴児童等への心理ケアや学習支援等一時保護体制を充実</li> </ul>	DV被害者が相談した割合 （参考）47.1% → 60.0% <small>内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査」（令和元年度）</small>
III DV被害者のくらしを支える地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種支援制度等を活用し、DV被害者の社会的、経済的、精神的自立（自律）を促進</li> <li>・市町村を中心に、地域におけるサポート体制を構築し、包括的かつ継続的な支援を展開</li> </ul>	市町村がDV被害者に継続的にかかわっている率 25.9% → 50.0%
IV 関係機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要保護児童対策地域協議会における児童虐待対応機関とDV対応機関等の連携強化</li> <li>・民間団体等関係機関と連携によるDV被害者支援の充実</li> </ul>	要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議におけるDVケースの検討実施率 59.1% → 80.0%

### 2. 今後の改定スケジュール

11月 中旬	第3回県DV対策基本計画策定委員会
12/10～20	パブリックコメントによる意見募集
1月 下旬	第4回県DV対策基本計画策定委員会
R3年3月	県議会、県社会福祉審議会での報告等を経て計画決定